

周防大島ふるさと寄附金タイアップ事業者募集要領

1 目的

町の魅力や地元特産品等のPR・販売促進、ふるさと納税制度による周防大島町（以下「本町」という。）への寄附促進との相乗効果を図るため、ふるさと納税をされた方へのお礼の品（地元特産品）として進呈する商品を提供していただける「周防大島ふるさと寄附金タイアップ事業者」（以下、タイアップ事業者という。）を募集します。

2 特典協力事業者の要件

下記の要件を全て満たすことが必要になります。ただし、本町がタイアップ事業者として適当でないと認めた場合や、お礼の品（ふるさと特産品）として適当でないと認めた場合は、参加できないことがあります。

- (1) 各種法規則、条例に沿った生産、製造、販売等を行っている者。
- (2) 原則として、本社（本店）、支社（支店）、事業所又は工場が本町内にある法人・団体または個人事業者である者。
- (3) 本町町税の滞納がない者。
- (4) 代表者等が、「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）に掲げる暴力団の構成員等でない者。
- (5) 返礼品に係る商品管理、配送、苦情処理等の対応ができる者。

3 募集するお礼の品

(1) 要件

- ① 本町のPRにつながる商品、かつ本町内で採取、栽培、製造、加工、サービス等がなされている商品（地場産品）であること。
- ② 受注後、速やかに商品が発送できること。また、飲食物の場合は、発送に際して鮮度や賞味期限（到着後5日程度）等が保持された商品であること。
- ③ 平成31年4月1日付け総務省告示第179号第5条のいずれかに該当するものであること。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">一 本町内において生産されたものであること。二 本町内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。三 本町内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。ただし、当該工程が食肉の熟成又は玄米の精白である場合には、山口県内において生産されたものを原材料とするものに限ることとする。四 本町内において生産されたものであって、近隣の他の市町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。五 本町の広報の目的で生産された本町のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これに類するものであって、形状、名称その他の特徴から本町独自の返礼品等であることが明白であること。六 前各号に該当する返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること。七 本町の区域内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が本町に相当程度関連性のあるものであること。 |
|---|

(2) 商品の価格等

商品の価格には商品代金のほか消費税及び地方消費税を含みます。

*送料は、タイアップ事業者の負担になりません。

4 特典協力事業者のメリット

(1) ふるさと納税ポータルサイト等にお礼の品の画像、商品名、事業者名などが掲載されます。

(2) 本町が作成するお礼の品リストに商品名等を掲載します。

(3) お礼の品発送時に自社商品等パンフレットを同封していただくことで、自社商品の販売促進、PRが可能です。

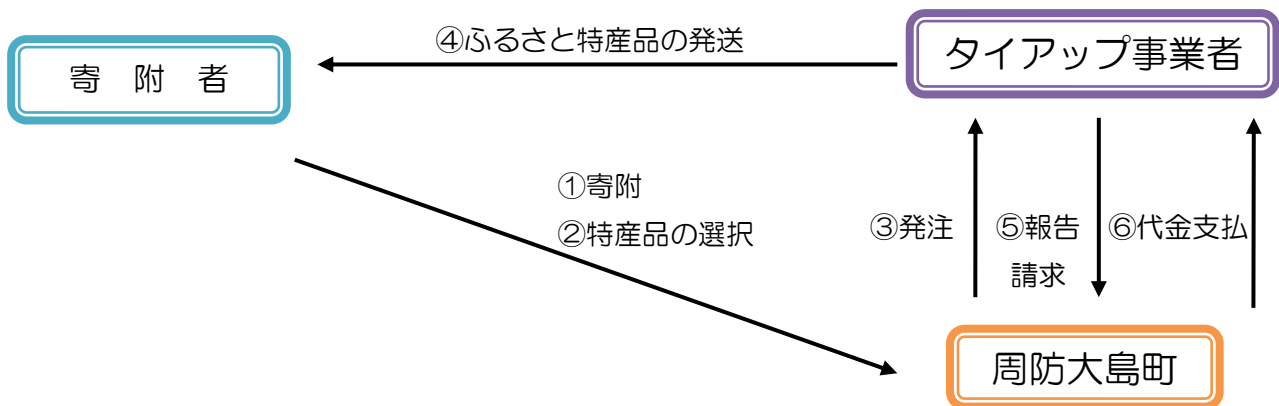
5 お礼の品の発注・発送の流れ

寄附の申込みから代金の支払いまでの流れは下図のとおりです。タイアップ事業者へのお礼の品の発注は、本町が利用する管理システムを通して行います。

なお、お礼の品の発送は、原則として、本町が指定する配送業者を利用して頂きます。

発送伝票は、配送業者が用意しますので、作成不要です。

【商品発送の流れ】



6 申込み期間

随時申込みの受け付けをします。

※時期によっては、次年度の申し込みとなることがあります。

7 申込方法

別紙「周防大島ふるさと寄附金タイアップ事業者申込書」（様式1又は2）に必要事項を記入し、商品の写真または写真データとともに、本町政策企画課へ提出してください。

8 タイアップ事業者の選考方法

申込内容や事業活動等を総合的に判断して、タイアップ事業者を決定し、その結果を当該申込み事業者へ通知（様式3）します。

9 個人情報の保護

タイアップ事業者は、この事業に係る個人情報の取り扱いについては、「周防大島町個人情報保護条例」（平成17年周防大島町条例第6号）及び関係法令を遵守してください。

寄附者の個人情報は、お礼の品の送付以外の目的に使用することはできません。ただし、お礼の品へのパンフレット同封により、改めて寄附者からタイアップ事業者への商品申込み等で入手された個人情報は除きます。

10 その他留意事項

- (1) タイアップ事業者は、積極的に本町のPR活動等に努めていただきます。
- (2) タイアップ事業者は、あらかじめ申込みを行ったお礼の品を変更・辞退する場合は、速やかに本町へ報告し、承認を受けるものとします。
- (3) タイアップ事業者は、お礼の品の品質等に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努めるものとし、苦情内容について本町へ報告するものとします。また、品質等による保証やクレーム対応について、本町は一切責任を負いません。
- (4) 本町は、登録された事業者が本要領2及び3に定める要件に適合しなくなると認める場合、その登録を中止することがあります。

11 申込・問合せ先

〒742-2192

周防大島町大字小松126-2

周防大島町政策企画課 地域振興班

TEL：0820-74-1007

FAX：0820-74-1015

Mail：seisakukikaku@town.suo-oshima.lg.jp